

**指名競争入札等参加資格審査
申請書受け付け中です**
(2月16日まで、土・日曜日、祝日を除く)

■十和田市役所

- ▶建設工事(平成21年度)
- ▶物品等および測量・建設コンサルタント等(平成21・22年度)

問い合わせ先 財政課(☎内線174)

■十和田地域広域事務組合

- ▶建設工事または測量・建設コンサルタント等(平成21・22年度)
- ▶物品の製造請負、売買または役務提供等(平成21年度)

問い合わせ先 十和田地域広域事務組合総務課(☎☎8100)

■十和田地区環境整備事務組合

- ▶建設工事(平成21年度分)
- ▶物品および建設コンサルタント(平成21・22年度分)

問い合わせ先 十和田地区環境整備事務組合総務係(☎☎2178)

■十和田地区食肉処理事務組合

- ▶建設工事(平成21年度分)
- ▶物品および建設コンサルタント(平成21・22年度分)

問い合わせ先 十和田地区食肉処理事務組合事務局(☎☎7321)

現代美術館からのお知らせ

本館は15万人を超える観覧者でにぎわっています。皆さんに感謝の気持ちを込めて無料デーを実施します。

十和田市民無料デー

2月10日(火)、3月10日(火)

65歳以上無料デー

2月20日(金)、3月20日(金)

※住所・年齢が確認できるもの(運転免許証、保険証など)をご提示ください。

■第9回現美土曜のつどい「描かれた南部の風景～近世画卷の世界～」

とき 2月21日(土)

午後1時30分～2時30分

ところ 市民活動スペース

定員 30人(先着順・無料)

講師 当館職員 中野渡 一耕

■アーティスト・トーク

とき 2月28日(土)

午後3時～4時30分

ところ 市民活動スペース

内容 平成22年3月 エルヴィン・ヴルムさんの作品イメージ

完成予定のアート広場の作家エルヴィン・ヴルムさんのトーク。

定員 50人(先着順・無料)

申し込み・問い合わせ先

現代美術館(☎☎1127)



エルヴィン・ヴルムさんの作品イメージ

**焼山福祉センターなどの廃止
市民の家をご利用ください**

焼山福祉センター・老人憩の家は老朽化のため3月31日で廃止します。焼山地区の「十和田市市民の家」の温泉をご利用ください。

平成21年4月1日から満60歳以上の市民のかたは無料で利用できますが、住所・年齢を確認できる運転免許証、健康保険証、介護保険証などを必ず持参してください。

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 第3水曜日(祝日の場合は翌日)

使用料 大人(中学生以上) 300円

小人(小学生) 150円

小学生未満 無料

問い合わせ先 介護保険課(☎内線251)

郷土館からのお知らせ

■冬季企画展「会津から十和田へ」

十和田に移り住んだ会津藩士とその子孫の資料を初公開します。

とき 2月14日(土)～3月10日(火)

午前9時～午後7時(月曜日休館)

ところ 郷土館(無料)

■講演会「十和田市における西郷頼母の謎」

とき 2月22日(日)

午後1時30分～3時

ところ 中央公民館(無料)

講師 しるばにアップル

編集長 山本 光一さん

■青森のむかし話

とき 第1・第3日曜日

午前11時～正午

ところ 郷土館(無料)

講師 十和田民話語りべ「わの会」

問い合わせ先 郷土館(☎☎6515)

「60歳の集い」事業の廃止

これまで実施してきた「60歳の集い」は、事業の見直しにより本年度から実施しませんので、お知らせします。

問い合わせ先 生涯学習課(☎内線6524)

冬まつり・フォーラム開催

とき 2月21日(土)

▶冬まつり

中央公園緑地(午前10時～正午)

引き馬そり体験、雪遊びなど

※豚汁を振る舞います。

▶フォーラム「市民が考えるまちづくり」

中央公民館(午後1時30分～3時)

問い合わせ先 とわだ市民活動ネット

ワーク事務局(特定非営利法人生きがい十和田内☎☎24777)

市税夜間納付・相談窓口開設

日中の来庁が困難な場合はご利用ください。

■夜間納付窓口

とき 2月2日(月)～6日(金)

午後5時30分～8時

■夜間納付・相談窓口

とき 2月23日(月)～27日(金)

午後5時30分～8時

ところ 収納課

問い合わせ先 収納課(☎内線198)

市税などの口座振り替えのご案内

あなたが指定する市内の金融機関の口座から、自動的に振り替え納付ができますのでご利用ください。

手続き場所 収納課(市役所本館1階)、

市民生活課(十和田湖支所1階)、

市内の金融機関

持ち物 納税通知書、通帳と届け出印

問い合わせ先 収納課(☎内線193)

**要介護認定者の障害者
控除対象者認定書の交付**

所得税や市・県民税の申告に障害者控除の適用を受けることができます。対象 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない65歳以上の要介護1から5までの介護認定者

手続き場所 福祉課

持ち物 介護保険証、印鑑

問い合わせ先 福祉課(☎内線262)

**障害児福祉手当・特別障害者手当
をご存知ですか**

■障害児福祉手当

20歳未満で、政令で定める重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児に対して支給される手当です。

ただし、障害を支給事由とする年金の給付を受けている場合、または施設に入所している場合は支給されません。

■特別障害者手当

20歳以上で、政令で定める重度の障害が重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に対して支給される手当です。

ただし、施設に入所している場合、または病院などに3カ月を超えて入院している場合は支給されません。

※いずれも所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 福祉課(☎内線263)